

三田市長 森 哲男 殿

2017年度三田市予算編成への要望書

2016年11月7日

日本共産党三田市議員団

長谷川 美樹

国永 紀子

長尾 明憲

予算要望趣旨

「アベノミクス」は大企業と大株主に莫大な利益をもたらし、大企業の内部留保は300兆円を超え、株価の上昇で200人を超える大株主が、資産を3年間で100億円以上も増やしました。アメリカのフォーブス誌が集計した「日本の富裕層」上位40人の資産総額は、この4年間で7・2兆円から15・4兆円へと、2倍以上にも増えました。

その一方で、「金融資産ゼロ」の世帯は3年間で470万世帯も増え、全世帯の35%と、過去最高になりました(日銀のアンケート調査から推計)。

また、貧困も広がり続けています。失業や病気などで所得が減れば、たちまち生活が行き詰まり、多くの国民が貧困に陥る危険と隣り合わせで暮らしています。ほんの一握りの超富裕層と、99%の国民との間の大きな格差が生じる、そして国民の生活全体が悪化し、生活不安、社会不安が重くのしかかり、貧困が広がる——これが「アベノミクス」が日本社会にもたらしたものです。このことは、格差が広がった国民に消費税の10%への引き上げ実施を再延長せざるを得なくなったこと、2%の物価上昇目的の達成時期を従来の2017年度中から「2018年度ごろ」に先送りせざるを得なくなったことにも現れています。

三田市においても来年度の予算編成に当たり、固定資産税・都市計画税の増加は見込めるものの、個人・法人税の増加が見込めず、市税全体としては28年度収入見込みより減額を見込むとしています。内容によっての一定の歳出削減は止むを得ないこともあるでしょうが、どのようにして市内経済の活性化、労働条件の改善などによる歳入の改善を図るのかの努力が必要と考えます。

市民一人ひとりが幸せを実感できるよう、森市政2年目が中・長期的展望と市民の暮らしを支える観点に立った市政運営となるよう、2017年度の予算編成にあたり、以下の要望をいたします。

要望項目

地域戦略室・危機管理

- (1) 新成長戦略プランによって市民へのサービス低下や市民負担増につながる「行革」は行わないこと。
- (2) シティセールスの推進。地元の魅力を洗い出し、再発見に市民、職員も入り、出し合った魅力を絞り込み情報発信をすること。
- (3) 公共交通の充実について
 - イ) 新三田以北の JR 列車の増便を要望すること。
 - ロ) 公共施設や買い物・病院などへ行くときの全市域を対象にした交通手段の拡充と交通不便地域解消のため、地域の実情に即したコミュニティバスやデマンドバス(タクシー)を運行すること。
 - ハ) 実態調査を行い、市民の意見・要望を十分に取り入れること。
 - ニ) 上記ハ)を取り入れた「新たな市民生活交通導入検討指針」の見直しを行うこと。
 - ホ) 高齢者交通費助成の拡充について
 - ① JR への利用拡大、ガソリン券など制度充実を図ること。
 - ② 増額をすること。
 - ③ 都市と農村での地域間格差をなくすために半額助成券を増やすこと。
 - ④ 運転免許の返納支援制度を創設すること。
- (4) 災害対策について
 - イ) 地元と一緒に地域の総点検をし、住民の声を反映させたハザードマップを引き続き全市的に作製すること。
 - ロ) 市街地の排水対策の抜本的見直しを図ること。(対中町など)
 - ハ) 民有林の災害対策を早期に研究検討をすること。
 - ニ) 要支援者が安全に避難できる方法を早期に確立すること。
 - ホ) 近年のゲリラ豪雨や集中豪雨に対応した河川の改修を行うこと。
 - ヘ) 夜間の避難に備えて避難経路の安全対策をすること。
- (5) 避難所について
 - イ) 避難所設置箇所、および避難経路についての適切な場所への見直しをすること。
 - ロ) 避難についての周知徹底(当日の食料持参についてなど)をすること。
- (6) 防犯カメラの増設をすること。また、防犯カメラの管理・運用について、情報管理や目的外使用を防ぐ条例制定を行うこと。
- (7) 防犯灯は市の負担で設置すること。また、電気代の自治会負担導入はしないこと。
- (8) 関西学院大学との連携で、地域イノベーションの推進をすること。

経営管理部

- (1) 市税・使用料等の滞納者を出さないような取り組みを行い、滞納者に対しては丁寧に相談に乗り、減免制度の周知や福祉等との連携を迅速に図ること。
- (2) 入札制度では、公平性・透明性・競争性を高めるために単独随意契約の見直しを一層進めること。
- (3) 地域経済活性化の観点から、市発注の公共工事は地域公募型一般競争入札や、分離分割発注などを行い、地元中小業者の支援、育成を行うこと。
 - イ) 下請け・孫請けに対しても、市は責任を持って把握すること。
 - ロ) 公契約に関わる業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保して当該業務の質の確保を図るため、公契約条例を制定すること。
 - ハ) 今年 2 月、国交省の作成した「新労務単価対象工事」の周知ポスターなどを活用し、適切な賃金水準の確保に取り組むこと。
- (4) 未婚・非婚のひとり親に対する寡婦控除のみなし適用を行うこと。
- (5) 市民からの問い合わせ、意見には迅速丁寧に対応すること。また、市民の声に耳をかたむけ、市民に寄り添う対応を行うこと。
- (6) 市役所駐車場の土日祝の 1 時間未満を無料に戻すこと。
- (7) 以下を国に要求すること。
 - イ) 一括交付金化による交付金削減とならないよう、国に強く要求すること。
 - ロ) 年少扶養控除などの復活を国に求めること。
 - ハ) 税と社会保障の一体改革で福祉の後退、市民への増税とならないよう国へ申し入れること。

市民生活部

- (1) 市民サービス低下につながる職員定数削減はしないこと。また、交通政策課、健康増進課、子ども支援課などの体制強化が求められる部署については速やかに職員の増員等を行うこと。
- (2) 生活困窮者自立支援法の運用にあたって、各部署との連携を密に図っていくこと。
- (3) 正規職員を増やし、嘱託職員・パート職員の労働条件の改善を図り、女性職員の幹部登用をさらに進めること。
- (4) 精神、知的障害者にも職員採用試験の受験機会を等しく保証すること。
- (5) 性的マイノリティーへの市民理解を高める施策、支援を進めること。
- (6) 職員のやる気、モチベーションを高めるため、職場希望制度、庁内応募制度の導入や、職員の専門性を高める取り組みをすること。スペシャリスト等専門職を早期に導入すること。
- (7) 指定管理者制度は以下の危惧があり、直営に戻すことも含めて見直しを進めること。
 - イ)市民の権利や自治体の公的責任が後退する。
 - ロ)市民福祉や市民サービスが低下する。
 - ハ)管理・運営に市民の声が反映されにくい。
 - ニ)利用者のプライバシーが侵害される恐れがある。
 - ホ)雇用面で不安があり、不安定雇用が増える。
 - ヘ)議会や市民のチェック機能が後退する。
- (8) 非正規職員の特殊公務災害に関する条例を制定すること。
- (9) 地域担当制は地域の実情把握をし、人的配置、十分な予算付けで充実を図ること。
- (10) まちづくり協議会の活動について、住民合意のもと、地域づくりが行われているか指導すること。
- (11) 地方自治の本旨を活かし、「市民との協働」の名のもとに、公共サービスを低下させないようにすること。コミュニティセンターの地元移管については市民負担増とならないようにすること。
- (12) 地域集会所整備事業補助金の補助率、補助限度額を増額し、コミュニティ形成の支援をすること。
- (13) 市民センター条例に社会教育法に基づく記載を追記すること。
- (14) 子育て支援として子育てグループの活動場所の会場費を無料に戻すこと。
- (15) 市民センターの利用料をどのセンターでも支払い、返金できるようにすること。
- (16) 市内施設の予約方法とキャンセルの仕方についての見直しをすること。
- (17) 指定管理による図書館運営について。

- イ) 運営を早急に直営に戻すこと。
 - ロ) レファレンスや窓口対応の質を向上するような対策をとること。
 - ハ) 市民目線にたった評価を行うこと。
 - ニ) 蔵書の充実に努めること。
 - ホ) 資料(本)の選書、廃棄については、市職員が責任を持って行うこと。一時選考から市職員が立ち会うこと。
 - ヘ) リクエスト本対応については、最大限対応できるような努力をすること(類書の紹介も含め)。
 - ト) 電子図書館の音声図書の誤読の多いものについては改善をすること。
 - チ) 学校図書館の図書の購入は地元書店に戻すこと。
- (18) 高齢者の生きがい対策について
- イ) 生涯学習の充実(高齢者大学や大学院などの受講科目などの充実)。
- (19) いきいきふれあいバス事業の利用にあたって、障害者団体などの 2 台目以降の補助率を元の補助率に戻すこと。
- (20) 非核平和宣言自治体にふさわしく、広報などで積極的に市民にアピールすること。
- (21) 同和終結宣言をすることと合わせ、差別を固定化する「解放学級」は廃止すること。
- (22) 郷の音ホールの駐車場の改善をすること(出庫しやすいように)。

健康福祉部

- (1) 国保制度の充実を行うこと。
 - イ) 高すぎる国保税の引き下げを行うこと。
 - ロ) 国保税での独自減免制度を拡充すること。(所得の激減 5 割から 3 割に適用すること)
 - ハ) 払いたくても払えない人の資格証、短期証の発行はやめ、正規の国保証を交付すること。
- ニ) 納付相談については丁寧に応じること。
- (2) 医療制度の充実を行うこと。
 - イ) 老人医療費助成の所得制限額を引き上げること。
 - ロ) 障害者医療費助成を身体 4 級、知的 B1 まで拡充すること。
 - ハ) 子どもの医療費助成について、現状の制度(所得制限なし)を維持すること。
- (3) 救急体制の充実について
 - イ) 休日応急診療センターの体制を拡充すること。
 - ロ) 小児救急の受け入れ体制を充実すること。
- (4) 各種ワクチンの接種の充実について。
 - イ) 高齢者肺炎球菌ワクチンの接種の 2 回目については市独自補助を行うこと。
 - ロ) インフルエンザのワクチン接種を中学生以下、妊婦および基礎疾患を有する者には接種料の 2 分の 1 を補助すること。
 - ハ) おたふくかぜ、ロタウィルスワクチンの接種補助を行うこと。
- ニ) 風疹の抗体検査に補助を出すこと。
- ホ) 風疹ワクチン、MRワクチンの補助期間の延長と対象の拡大を行うこと。
- (5) 特定健診の充実について
 - イ) 特定健診の基本項目に心電図、眼底検査、貧血検査などを導入すること。
 - ロ) 特定健診の受診率の向上と特定保健指導の修了率の向上を図ること。
 - ハ) 30 歳代基本検診の受診者の健診料も無料にすること。
- ニ) クレアチニン検査結果などの有効活用で腎機能障害者を減らす対策をとること(体制強化も含む)。
- (6) ガン検診の充実について
 - イ) ガン(胃・肺・大腸)検診の受診率を高めるため集団検診のときだけではなく、医療機関でも受診できるようにすること。
 - ロ) 大腸がん検診を 5 歳区切りではなく、40 歳以上すべての人を対象に無料検診とすること。
 - ハ) 20 代 30 代のピロリ菌感染検査を無料で実施し、除菌費用の半額補助をすること。
- (7) 人間ドック助成の充実

- イ) 30 歳、35 歳時の助成を加えること。
- (8) 5 歳児発達相談を発展させて、5 歳児検診を実施すること。
- (9) 出産祝い金(第 3 子以降)給付事業を復活させること。
- (10) 母子支援の体制拡大について
 - イ) 妊婦検診助成を 14 回 10 万円に増額すること。
 - ロ) 産褥うつ対策として、産後ケアの拡大をすること。特に産後の母親に対する検診を拡大すること。
 - ハ)「すこやか赤ちゃんサポートセンター」の体制強化を行うこと。
- (11) 保育所の充実について(公立保育所の増設が望ましい)。
 - イ) 保育所待機児童ゼロに向けた対策をとること。
 - ① 認可保育所の新設や認定こども園の拡充、地域型保育所の新設など適切な対策を取ること。
 - ② 176 号線以北の保育所確保のため、公立幼稚園の公立認定子ども園化を検討すること。
 - ロ) 障害児保育、一時保育、病後時保育の充実を図ること。
 - ハ) アレルギー食など必要な特別食が実施できるように支援(人件費)すること。
 - ニ) 親の就労に関わらず、集団保育を必要とする子どもの保育を認定すること。
 - ホ) 認可外保育所への支援を強めること。
 - ① 助成制度の更なる充実として運営費補助を行うこと。
 - ヘ) 保育料 2 人目からの無料化をすること。
- (12) 放課後児童クラブの充実について。
 - イ) 希望者 4 人以下でも実状に応じた延長保育を行うこと。
 - ロ) 実情に応じた土曜日保育を実施すること。
 - ハ) 長期休暇時の 8 時開所を実施すること。
 - ニ) 育成料の減免措置をとること。
 - ホ) 放課後児童クラブ未設置校には早期に設置すること。
 - ヘ) 放課後児童クラブは直営を堅持し、指定管理者制度を導入しないこと。
 - ト) 放課後児童クラブの統廃合をしないこと。
 - チ) 指導員の増員をすること。
- (13) 児童虐待防止対策について
 - イ) 児童虐待防止、また早期発見・対処ができるように相談業務の拡充を図り、関係機関との連携もスムーズにいくようにすること。そのために組織体制の充実(増員)を図ること。
 - ロ) 一時的に駆け込めるシェルターを設けること。
 - ハ) 川西こども家庭センターの体制充実を県に求めること。
- (14) 子育て支援センターを小学校区毎に設置すること。当面、地域子育てステーショ

ンの拡充をすること。

(15) 池尻児童館をさらに充実し、使いやすく整備をすること。

(16) 子どもの貧困対策として、学習・食の支援などの整備、充実をすること。

(17) 障害者が地域で安心して暮らせるように。

イ) 生活支援センター、就労支援センターの内容を充実させること(ジョブコーチの増員)。

ロ) 障害認定を受けられなくても、一般就労が困難な人の就労支援をすること。

ハ) 当事者関係団体や関係機関などの声を生かし就労や自立支援対策を強化すること。

ニ) 公共施設での就労を積極的に進めること(精神・知的障害者の採用試験の門戸を開くこと)。

ホ) チャレンジ事業を在宅者でも応募できるように改善し、その範囲、中身の拡充をすること。

ヘ) 家族への支援策として医療も受けられるショートステイを充実させること。

ト) 障害者・児へのグループホーム、ケアホームの設置、運営への補助をすること。

チ) 中途障害者(維持期)が社会へ復帰できるようリハビリ施設、リハビリ体制の充実を図ること(言語聴覚師の配置など)。

リ) 障害者団体などの福祉保健センターの使用料を無料にすること。

ヌ) 公的成年後見人制度の充実と市民後見人養成の取り組みを進めること。

ル) 災害時支援体制の早期充実を図ること。

ヲ) 鉄道バス運賃の割引を精神障害者にも拡充すること。

(18) 介護保険制度について以下の点を改善・充実させること。

イ) 利用料を支払い能力に応じたものにし、市独自の低所得者減免制度をつくること。

ロ) 専門職による介護認定をすること。

ハ) 介護認定された人が訪問介護などで必要な量のサービスが受けられるように充実すること。(時間延長など)

ニ) 特別養護老人ホームなどの待機者が多い、今後のニーズに対応した施設(特別養護老人ホーム、グループホーム、ケアハウスなど)の整備を図ること。

ホ) 在宅介護を充実させるために地域密着型の小規模多機能型施設を整備すること。

ヘ) 要支援者の総合事業選択で介護サービス水準の低下とならないよう市独自の対策をとること。

ト) 介護予防の効果をあげるために、要支援1・2に対しての訪問介護時間延長など、市の独自サービスを創設すること。

チ) さらなる基金の取り崩しを行って保険料の引き下げを行うこと。

リ) 認知症対応型デイサービスの整備をすること。

(19) 地域包括ケアシステムについて

イ) 地域医療計画策定に関わる専任の担当者を配置すること。

(20) 生活保護について

イ) 級地引き上げを県に申請すること。

ロ) 老齢加算を復活するように要望すること。

ハ) 生活困窮者自立支援法に基づく支援の拡充を行うこと。

(21) 引きこもり支援をすること。

イ) 居場所づくりの支援を行うこと。

ロ) 市の責任としてアウトリーチも含めた相談支援体制を確立すること。

(22) 母子・父子家庭への自立支援教育訓練を充実すること。

(23) 国、県に以下のことを要望すること

イ) 国保制度について、国に以下のことを強く要求すること。

① 国庫負担金を総医療費の45%まで戻すこと。

② 国保税徴収率による調整交付金カットのペナルティを止めること。

③ 子どもの医療費の無料化に対するペナルティを止めること。

④ 国保税滞納者に対する保険証取り上げの自治体への義務付けは撤回すること。

⑤ 国保の広域化はしないこと。(保険税の負担増となる平準化などをしないこと)

ロ) 高齢者医療制度について国に以下のことを強く要望すること。

① 国保に統合し、高齢者独自の減免をすること。

② 70歳から74歳の窓口負担の2割から1割への引き下げと年金からの天引きについては希望者のみとすることを求めること。

③ 後期高齢者医療制度の特例措置(年金収入が80万円以下で9割軽減、80万から168万円以下は8.5割軽減)の廃止による負担増、入院給食費の負担増(1食260円を460円に)などの中止を求めること。

ハ) 兵庫県後期高齢者医療広域連合に以下を要望すること。

① 独自の減免制度を創ること。

② 保険料を低く抑えること。

ニ) 医療費助成での世帯合算しないことを県に求めること。

ホ) 介護保険について国に以下のことを強く要望すること。

① 介護認定の基準の見直しをすること。

② ケアマネージャーの判断を重視すること。

③ 介護報酬単価の引き下げをしないこと。

④ 介護ベッド、車椅子貸与やヘルパーの利用が従来どおり受けられるように利

用基準を見なおすこと。

- ⑤ 介護施設の住居費、食費の負担を介護保険の対象に戻すこと。
- ⑥ 介護現場労働者の労働条件の改善を要望すること。介護報酬の緊急改定を求める(介護保険でなく、国の責任で改定を行う)。
- ⑦ 療養病床は減らさないこと。
- ⑧ 訪問介護の生活援助で「20分から45分程度」を「60分程度」へ、「60分から70分程度」を「90分程度」に戻すこと。
- ⑨ 生活援助の介護保険給付を維持すること。
- ⑩ 特別養護老人ホームへの入所基準に要介護1.2に戻すこと。
- ⑪ 要支援1.2のサービスの切り捨てをしないこと。
- ⑫ 利用料を1割負担とすること。

へ) 障害者総合支援法における就労支援策の充実を国に求めること。

- ① 給付額の引き上げを求めること。

地域振興部

- (1) 市内操業の企業に対してはごみ減量計画の積極的指導を行うこと。
- (2) 指定ごみ袋価格の値上げはしないこと。生協でも販売すること。
- (3) 高齢者・障害者の1人住まいの方に希望でごみの戸別収集をおこなうこと。
- (4) 市は三田農業の保護育成のための施策を強めること。
 - イ)市として市内農家と消費者の産直運動を進めること。
 - ロ)市内農業の育成のために地産地消の施策を強めること。
 - ハ)三田の特産品への価格安定制度をさらに充実すること。
 - ニ)農村活性化のための農業後継者育成対策を行うこと。
 - ホ)野菜栽培でのハウス施設の固定資産税を減免すること。
 - ヘ)有害鳥獣被害対策を拡充すること。
 - ト)柵、捕獲おりの設置補助の改善をすること。
 - チ)受益者が1農家であっても対象とすること。
 - リ)6次産業化の推進をすること。
 - ヌ)畜産・酪農の振興をはかること。
 - ル)エコファーマー・ファームマイレージ運動への支援強化をすること。
 - ヲ)配合飼料価格の高騰などに対する飼料の安定供給のための対策を行うこと。
 - ワ)農業フォーラムを開催すること。
- (5) 自然災害への対策について
 - イ)市単独土地改良事業について
 - ① 補助対象の要件を見直すこと(法面の崩落でも対象とするなど)。
- (6) 地域経済の活性化に役立つ「住宅・店舗リフォーム助成制度」を導入すること。
- (7) 中小零細業者支援対策について
 - イ)「小規模企業振興基本法」および関連する小規模事業者支援する法の具体化を着実に実行すること。
 - ロ)仮称「中小零細企業振興条例」の制定をすること。
 - ニ)市内中小零細業者(商店街、建設業者など)の全数実態調査を行うこと。
 - ホ)それに基づく地域振興・商工業振興施策を作成し実行すること。
 - ハ)緊急時の駆け込みの小口貸付制度をつくること。
 - ニ)他市で制度化されている「技能功労者表彰」を創設すること。
- (8) 産業の振興支援について
 - イ)産業を支える幅広い人材及び後継者の育成ならびに確保をすること。
 - ロ)地域資源を活用する事業者の育成及び経営支援を図ること。
 - ハ)産学公や農商工などとの連携等による市内産品などの商品開発の促進及び販路拡大の支援を図るとともに、伝統技術の伝承及び発展を図ること。
 - ニ)歴史・文化などの多様地域資源を活用して観光ブランドの創出を図るとともに、

付加価値の高い観光産業の形成を図ること。

ホ) 地域の特性を生かした企業立地を促進し、新たな企業やサービスの創出とともに、次代を担う産業の集積を図ること。

ヘ) 農業と食品産業との連携により、加工食品、外食および学校給食などへの利用を促進すること等により、市内産品などの需要の拡大を図ること。

ト) 建設工事、物品等の発注にあたり、事業者の地域社会への貢献の状況、市の施策への協力の状況等に配慮して、市内事業者の受注機会の確保を図るとともに、市内産品等の活用を図ること。

(9) 安定した雇用の確保について

イ) 若者定住策として、第二テクノパークでの企業誘致および市内企業に際しては、一定の割合での正社員雇用を求めること(補助金制度の創設など)。

ロ) 「公契約条例」制定で適正な労働条件を確保し、生活の安定、事業の質の向上、安心した暮らしができる地域社会にすること。

ハ) 厚生労働省の啓発ポスターなどを活用して、労働条件を守ること。

ニ) 合同就職面接会を継続し、ハローワークの各種相談事業について市との連携をさらに充実させること。

(10) 豊かな自然環境を活かした「さんだ体験・見て歩き」事業の推進等、参加型、交流型・滞在型などのツーリズムの振興を図ること。

(11) エネルギー政策について

イ) 空き地などを利用した太陽光発電設備設置では、私有財産を守りつつ、市民の安全が担保できるように、土砂災害など安全対策のチェック体制と、周辺住民への説明、理解を含めた指導をすること。

ロ) 小水力発電や里山を生かしたペレット生産など三田で出来るエネルギーの地産地消を高めること。

(12) 住宅マスタープランに基づき、住宅施策を充実すること(ハウジングマネジメントなど)。

イ) 住宅困窮者、若者世帯への支援を強めること。

ロ) 民間賃貸家賃補助制度を創設し、支援すること。

ハ) 子どもがいても家賃補助できるように新婚世帯家賃補助要件の「夫婦のみ」をはずすこと。

ニ) 空き家対策の推進をすること。

(13) 市街化調整区域内における弾力運用では、広く住民の合意が得られるよう、行政としての指導責任を果たすこと。

(14) 耐震補強助成制度の啓発を行い、市民に広く活用をしてもらうようすること。

(15) マンションの大規模修繕に関わる改良工事融資制度を設けること。

(16) 市街化調整区域内における都市計画法違反行為に対して、厳格な指導強化を

すること。

(17) 景観条例実施計画は、市民の意見要望を良く聞いて実施すること。

(18) 道路の安全対策について

イ) 街路については道路の拡幅、歩道の整備、信号、カーブミラー、ガードレール設置など生活上の危険箇所の点検をし、計画的整備・改修を行うこと(特に通学路について)。

ロ) 段差解消などバリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりを積極的に進めること。

ハ) 有馬富士公園線など、必要な箇所の街路灯の設置を早急に行うこと。

ニ) 市道、里道での安全対策を実施すること。

ホ) 市内ジョギング・ウォーキングコースの安全対策として照明を整備すること。

ヘ) 県道についての安全対策を県に申し入れること。

ト) 視聴覚障害者の外出支援のため、音声式信号機の増設を県に要望し、点字ブロックの整備・充実を行うこと。

チ) 生活道路の新規舗装や災害による修繕については補助率を引き上げること。

(19) 椅子付バスシェルターの設置基準の見直しをすること。

(20) 市営駐輪場に125cc以下の自動二輪車の駐輪をできるように拡充すること。

(21) 利用しやすい公園に

イ) 公園の長寿命化計画に従って、遊具などを計画的に整備・補修すること。

ロ) 公園に日よけを整備すること。

ハ) 三田谷公園のジョギングコースの路面全面改修を行うこと。

ニ) 夜間照明のない運動公園の利用実態の調査をして利用しやすいように改善すること。

(22) JRや神戸電鉄の安全対策について

イ) 神戸電鉄踏切(諏訪原踏切)での歩行者安全対策を行うこと。

ロ) JR踏切(神分踏切)での歩行者含む安全対策を行うこと。

ハ) 広野駅のバリアフリー化を市としても推進し、国、JRへ求めること。特にスロープについては市独自での設置を検討すること。

ニ) 新三田駅のエスカレータ設置をJRに求めること。

(23) カルチャータウンに郵便局、商業施設の設置を求めること。

(24) 相野駅周辺の整備計画の地域住民に対する丁寧な説明と同意を得るようにすること。

(25) 相野地区、高平地区など、ガソリンスタンドの誘致をすること。

(26) 城山公園を陸上競技場として使用できるよう整備すること。

(27) 城山公園の駐車場からグランドへの階段を歩きやすいように整備すること。

(28) 国や県に対して以下のことを要望すること。

イ) 農業に関すること。

- ① 食料自給率の向上。
- ② 価格保障の充実と所得補償を行うこと。
- ③ 生産者米価の引き上げを行うこと。
- ④ 農業後継者支援対策を行うこと。
- ⑤ 有害鳥獣被害対策の充実を行うこと。
- ⑥ 農地、環境保全対策を行うこと。

ロ) ハローワークの自治体移管をしないよう国へ要望すること。

ハ) 県営住宅に関すること。

- ① 県営住宅の建替え・増改築を要求すること。
- ② 県営住宅(復興住宅)の空き住戸に対し、早急に募集をかけることを要望すること。

市民病院

- (1) 医師・看護師の確保（特に小児、脳外）に全力を尽くすこと。
 - イ) 医師・看護師の過酷勤務を緩和すること。
 - ロ) ケアアシスタント、介護ヘルパー、クレークを増員すること。
- (2) 分かりやすい医師からの説明と患者への配慮を怠らないこと（2次救急医療への協力を市民に求める際の説明の仕方に配慮することなど）。
- (3) 地域医療連携を充実すること。特に後方支援の病院、市内施設の受け皿を増やしそのための連携室職員の増員を図ること。
- (4) 7対1対応を堅持していくこと。
- (5) 独立行政法人化、指定管理者制度導入を行わないようにすること。
- (6) 医療事故再発防止対策の充実を図ること。
- (7) 救急患者の受け入れをできるかぎりすること。
- (8) 小児夜間救急医療体制を整えること。
- (9) 高い薬代による患者負担の軽減と保険財政の軽減のため、ジェネリック薬品使用の割合を高めていくこと。
- (10) 市民要望の強い土曜診療を実施すること。
- (11) 診療の待ち時間の短縮に取り組むこと。
- (12) 不妊治療の内容の充実を図ること。
- (13) 院内保育所を24時間対応にすること。
- (14) 駐車場の無料利用時間を延長（30分を1時間に）すること。
- (15) 通院でのクレジットカード使用できるようにすること。

上下水道部

(1) 水道料金の見直しについて

- イ) 高い県水の引き下げを県に求めること。
- ロ) 基本水量を月5tにし、少量利用者の利用料軽減を図ること。

(2) 新規下水道加入促進の対策について

- イ) 低所得、または特別な事情がある場合への救済策をとること。

行政委員会

(1) 投票所について

- イ) 選挙の投票所は地元とも十分に協議し、有権者が行きやすい公共施設にすること。
- ロ) 投票所のバリアフリー化を急ぐこと。
- ハ) 地域の実情にあった公設掲示板の設置をすること。(例えば末吉など)
- ニ) 投票所においてミスがおきないように責任ある対応をすること。

学校教育部

- (1) 小中学校の統廃合をしないよう、地元の意見を尊重し、慎重にすること。
- (2) さらに一人ひとりに行きとどいた教育にするために
 - イ) 中規模校にも養護教諭、事務職員の複数配置を県に要望し、当面市で養護教諭の補助員配置をすること。
 - ロ) 教師の多忙化を防ぎ、子どもと向き合う時間を確保するために、次の対策をとること。
 - ① 労働安全衛生法の徹底を図る。
 - ② 教職員の増員。学力向上支援教員の加配など。
 - ③ 業務の精選と縮減。増えてきた事務の負担軽減のため専門ソフトの導入。
 - ハ) いじめ、不登校や家庭での問題を抱える子どもを受け止めるために、スクールカウンセラーの充実や、スクールソーシャルワーカーを新規配置すること。
 - ニ) 性的マイノリティーへの理解を高める取り組みを進めること。
- (3) 特別支援教育の充実について
 - イ) LD,ADHD などの特別支援教育対策を充実すること。特に教員の複数配置は必要であり、県に強く要求すること。当面市担当で学校1名の配置をすること。
 - ロ) 通級学級を継続、充実すること。
 - ハ) 地域校での安全移動対策、トイレの改修やクーラーの設置などハード面の整備を急ぐこと。
 - ニ) 地域校全てにエレベーターを設置すること。
 - ホ) 特別支援学級へ看護師を配置すること(医療ケアの必要な児童が在籍する場合)。
 - ヘ) 教員の加配など実態にあった充実をすること。
- (4) 学校図書室に専任司書を全校配置すること。
- (5) 就学援助の拡充をすること(部活動、PTA、生徒会などに係る費用)。
- (6) 普通教室にも順次クーラー設置をし、特に理科室や図書室など特別教室で健康被害が起こらないようにクーラーの設置を急ぐこと。
- (7) 小規模特認校制度を利用する生徒の通学費を補助すること。
- (8) 夏休み学校プール開放による指導員は市の責任で配置すること。
- (9) 「三田市立小学校・中学校の光熱水費削減プログラム」はやめ、必要なところへの予算をつけること。
- (10) 学校給食の充実について
 - イ) 学校給食は直営を堅持すること。
 - ロ) 地元の安全な野菜を30%以上使うこと。
 - ハ) 学校給食の放射性物質検査を継続して行うこと。
 - ニ) アレルギー食への代替食対応をすること(センター方式でも代替食の対応は可

能)。

ホ) 学校給食を無償化すること。

(11) 憲法と子どもの権利条約を柱にした人権教育を進めること。

(12) 入学式・卒業式での並び方など、学校の自主性を尊重すること。

イ) 日の丸・君が代の強制はしないこと。

(13) 幼稚園教育の充実について

イ) 私立幼稚園・認定こども園への補助の拡充をすること。

① 私立幼稚園・認定こども園への就園奨励費の増額。

② 預かり保育を実施する私立幼稚園・認定こども園に対して、補助金制度を導入すること。

③ アレルギー食など必要な特別食が実施できるように支援(人件費)すること。

④ 特別支援を要する園児が在籍する私立幼稚園・認定こども園に対しての助成金を増額すること。

ロ) 公立幼稚園教員の質を向上すること。

ハ) 公立幼稚園の統廃合はしないこと。

ニ) 公立幼稚園の預かり保育の各園の格差をなくすこと。

(14) 文化財の保護など適切な支援を行うこと。

(15) 国に以下のことを要望すること。

イ) 小・中学校の学級定数を30人とするよう国に要求すること。

消防署

- (1) 消防士の国基準を満たすように増員すること。特に条例定数までは早急に増員すること。
- (2) 消防の広域化に反対すること。
- (3) 消防団の活動を保障できるよう、企業等へ一層の協力を求め、非正規雇用の消防団員へは出勤時の給与保証をすること。
- (4) 消防団の運営交付金の増額をすること。
- (5) 消防団の施設等維持管理費に係る器具庫修繕費などを増額し、補助金については補助率を引き上げること。

その他

(1) TPP 問題について

イ) 農業、医療を始め、国民生活に打撃的影響を与える TPP の調印と批准をしないよう国に求めること。

(2) 原発問題について

イ) 原発の再稼働にきっぱりと反対し、廃炉に向けた取り組み、再生可能自然エネルギー政策を早急に進めるよう、国と関西電力に求めること。

ロ) 巨大地震が予想され、原発からの放射能漏れに対する安全対策および、避難計画を早急にとること。

(3) 消費税について

イ) 消費税の 10% への引き上げを実施しないよう、国へ求めること。

(4) マイナンバー法の廃止を国に求めること。

(5) 集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回と安保法制の廃止を国に求めること。

以上要望いたします。